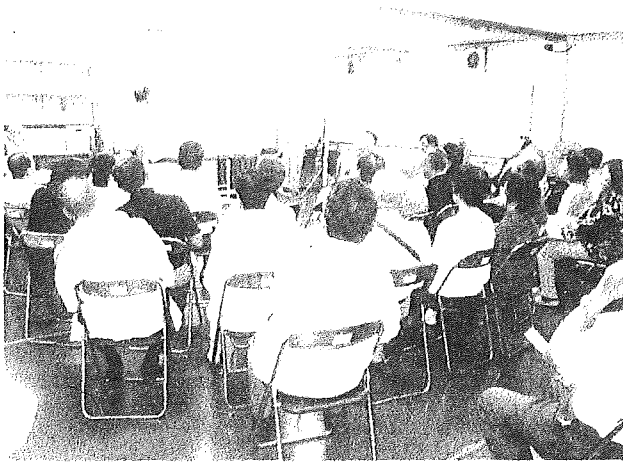


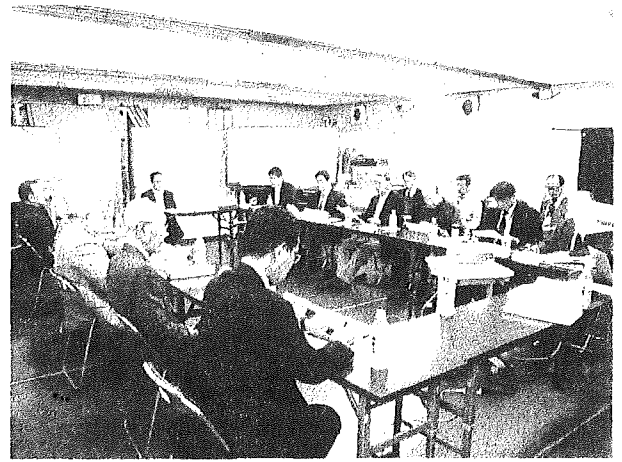
くわな

駅西まちづくり ニュース

2012年2月第63号



桑名駅西まちづくりの会の様子



桑名駅西地区まちづくり委員会の様子

第43回 駅西まちづくりの会開催のお知らせ

日時：平成24年3月21日（水） 午後7時～午後9時

場所：桑名駅周辺整備事務所会議室

内容：①事業の進捗状況

②地区計画の進捗状況

③これからの住まいの考え方

・環境にやさしい住まい（自然エネルギーの活用）

・高齢者にやさしい住まい（バリアフリー対応）

④その他



駅西まちづくりの会

地区計画原案の決定

昨年度は、全権利者の皆さんに地区計画・地区整備計画案を配布し、ご意見を収集したところ、桑名駅西口直近地区の高さの最高限度と住宅B地区のかき又は、さくの構造の制限についてそれぞれ1件ずつのご意見が出されました。ご意見を出された方には市から改めて説明をし、原案で進めることにご理解していただくように努める一方、市内でも都市整備課、建築開発課と協議を行い、一部語句の修正と地区整備計画の見直しを行いました。

地区計画建築条例

■例を定地区整備計画と定める項目



地区計画制度は、地区の住民の合意を前提として定められるまちづくりのルールです。

手続きとしては、建築主が市に対し「届け出」をし、地区計画に適合しない場合は市が是正を「勧告」します。しかし、この制度には罰則規定がなく、勧告に従わない建築行為を止めることはできません。

そこで、新しい住民の転入や土地の売買等で権利者が替わり、地区計画を守らない建築行為が起きるのを未然に防ぐため、地区整備計画のうち特に重要と思われる項目について建築条例を定めることとします。

	桑名駅西口直近地区	住宅A地区	住宅B地区	馬道地区
建築物の用途の制限	地区計画 ●条例	地区計画 ●条例	地区計画 ●条例	地区計画 ●条例
建築物等の高さの最高限度	地区計画 ●条例	地区計画 ●条例	地区計画 ●条例	地区計画 ●条例
壁面の位置の制限			地区計画 ●条例	
かき又はさくの構造の制限			地区計画	
建築物等の形態又は意匠の制限 (屋根・外壁の色)	地区計画	地区計画	地区計画	地区計画
同 (屋外広告物)		地区計画	地区計画	地区計画

凡 例

-  地区整備計画で定める項目
-  条例 建築条例で定める項目

◆編集・発行／駅西まちづくりの会 株式会社連空間設計

このニュースの感想やお問い合わせ等がありましたら、お気軽に下記までお寄せください。

◆事務局／桑名市都市整備部 桑名駅周辺整備事務所 TEL/0594-24-1368・1439
FAX/0594-24-6338